

(3) さいたま市の地域ケア個別会議（地域支援個別会議）の種類

「地域ケア会議」は、地域の多様な専門職が協働し、ケアマネジャーへの支援を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしをいつまでも続けることができるよう、地域全体で支援するための手法です。

さいたま市では、以下の3つの会議を地域支援個別会議として開催します。

	「介護予防」 のための地域支援個別会議	「援助困難ケース」 のための地域支援個別会議	「特定事業所集中減算」の 適用における地域支援個別会議
開催頻度	月1回程度/区	不定期	不定期
会議時間	3時間程度 (40分×3・4事例)	必要時間	必要時間
運営主体	区高齢介護課 及び 地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター
会議目的	<u>自立支援・介護予防の観点</u> <u>を踏まえて</u> 、「要支援者等の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立を促すこと」ひいては「高齢者のQOLの向上」	自立支援・介護予防の観点に加え、専門機関や地域住民が連携して問題を解決する。	居宅サービス計画の支援内容について、意見・助言を行う。
取り扱う事例	自立支援・介護予防の観点に基づき実施することから対象者は、原則として「事業対象者」「要支援者」を想定しています。 訪問回数の多いケアプランの届け出に関するものを実施することも可能とします。 一度会議を行ったモニタリング事例も対象とします。	①支援者が困難を感じているケース ②支援が自立を阻害していると考えられるケース ③支援が必要だと判断されることがサービスにつながっていないケース ④権利擁護が必要なケース ⑤地域課題に関するケース など	指定居宅介護支援事業所が作成する居宅介護サービス計画において、特定の事業所へサービスが偏っている（紹介率最高法人80%を超える）場合であって、「正当な理由」についての意見・助言を求められた場合
主な参加者	・司会者（進行補助） ・事例提供者 ・助言者（専門職） 理学療法士 作業療法士 薬剤師 栄養士 など	・司会者 ・事例提供者 ・助言者（専門職） ・助言者（専門職以外） ※必要に応じて参加者を選定します。	・保険者（区高齢介護課） ・助言者（介護従事者） ・助言者（医療従事者） ・助言者（専門職以外） など
公開の可否	非公開 ※OJTのための傍聴は可能	非公開	非公開
詳細ページ	9ページ	24ページ	32ページ